



2024年10月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 極 洋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 上 誠
(コード: 1301、東証プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 檜 垣 仁 志
(TEL. 03-5545-0703)

当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社の Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd. (本社: タイ王国バンコク都、以下、KKT 社) は、タイ王国の Krung Thai Bank Company Limited (以下、KTB 社) からファクタリング債権の支払いを求める訴訟を提起され、2024年10月7日にタイ王国の最高裁判所より判決の言渡しがありました。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 名称: Krung Thai Bank Company Limited
 - (2) 所在地: 35 Sukhumvit Road, Khlong Toei Nuea Subdistrict, Vadhana District, Bangkok 10110, Thailand
 - (3) 代表者: Chairman Lavaron Sangsnit
- ※同社サイトより

2. 訴訟を提起された者

- (1) 名称: Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.
- (2) 所在地: 92/52-53, Sathorn Thani Tower 2, 18th Floor, Room no. 1816, Sathorn Nua Road, Khwaeng Silom, Khet Bangrak, Bangkok Metropolis, Thailand
- (3) 代表者: Managing Director 林 悟
- (4) 事業内容: 水産物・加工品の販売
- (5) 資本金: 102 百万バーツ

3. 訴訟の原因及び経緯

2015年に水産加工品の生産委託先であった The Union Frozen Products Co.,Ltd. (以下、UFP 社) が民事再生を申請したため、KKT 社は UFP 社との契約に基づいて債権債務の相殺処理を行いました。一方で、UFP 社は KKT 社に対する売掛債権を、KTB 社にファクタリング債権として売却したことから、2017年12月に、KTB 社からファクタリング債権 203 百万バーツの支払いを求め訴訟を提起されていたものです。

4. 判決の内容

KKT 社に対しファクタリング債権及び遅延損害金を含め 279 百万バーツ (日本円で約 1,236 百万円) 支払うよう命じられました。

5. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を精査し決定いたします。なお、当社業績への影響は現時点では未確定ですが、今後開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上